

QC検定における特別措置について

品質管理検定(QC検定)の受検にあたり特別措置を希望する場合は、必ず受検申込前にお問合せをいただき、申請受付期間中に「特別措置申請書」をご提出いただく必要があります。 受付期間を過ぎた申請については、対応できかねる場合があります。

なお、特別措置申請書はご希望の対応をお約束するものではありません。QC検定では、受検者の皆様に安心してご受検いただけるよう努めておりますが、会場設備等の状況によっては、ご希望に添えない試験会場があることをご了承ください。

特別措置申請書の内容には受検者の皆様にとって特に重要である、保健医療や障がいに関する情報が含まれていますので、以下の「①個人情報取り扱いについて」「②証明書類のコピーについて」に同意の上、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

①個人情報の取り扱いについて

ご提出いただく個人情報は、試験実施に関わるサポートのために利用します。

QC検定では試験運営に際し、作業を外部に委託する場合があります。この場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、業務委託契約において個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、皆様の個人情報の漏洩等なきよう必要な事項を取り決めるとともに、委託先への適切な管理を実施いたします。

日本規格協会個人情報保護方針：

<http://www.jsa.or.jp/guide/privacy.html>

②証明書類のコピーについて

後日必要な場合は、依頼書の内容確認のために、証明書類(身体障がい者手帳、医師の診断書、母子手帳 等)のコピーの提出をお願いする場合があります。

ご提出いただいたコピーは、試験終了後所定の保管期間の後、責任を持って廃棄いたします。

③特別措置申請書の送付先

※証明書類のコピーの添付は不要です。

e-mail	kentei@jsa.or.jp
Fax	03-4231-8690
郵送	〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル 一般財団法人日本規格協会 品質管理検定センター

■お問い合わせ先

一般財団法人 日本規格協会 品質管理検定センター

TEL: 050-1742-6445 (土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

e-mail: kentei@jsa.or.jp